

特集

法改正後の完了検査について

令和7年(2025年)4月の法改正から早くも半年が経とうとしております。法改正の混乱の中、申請者の皆様には、多大なご協力をいただきましたこと、この場を借りて御礼申し上げます。

4月初旬に着工した工事も、早いものは順次竣工を迎える頃かと思います。今回は、法改正後の完了検査について、新たに対応が必要となる住宅等の構造・省エネ関係を中心にご案内させていただきます。

① 構造検査について(木造)

今までもHPに掲載しておりました『[検査チェックシート\(監理書類検査\)](#)』について、新たに木造用を追加いたしました。ERI書式ですので提出は任意ですが、このチェックシートに基づいて検査を行いますので、検査準備のご参考にしていただければと思います。

検査チェックシート 木造用(監理書類検査)

※中間検査・特定工程工事終了通知時および完了検査・工事完了通知時に提出してください。

検査はこのシートに基づき行ないますので、関与する写真・試験結果等を用意して検査を受けてください。

検査/確認日付は、最終確認日を記載してください。(本シートで不足があれば非木造用も併せてご利用ください。)

建築物等の名称

検査日

1. 基礎工事

検査項目	検査内容	検査/確認日付		検査機関用	
		施工者	監理者	結果	記事
直接基礎	支持層の確認				
	床付け面の状況				
	支持層が設計値より深かった場合の処置方法				
	地盤改良				
	支持層深さの設計値との差異(違いがあった場合の処置方法)				
	材料の品質確認				

検査項目ごとに、該当する写真、試験結果等をご準備いただき、現場で検査員に提示してください

地盤改良がある場合、施工結果報告書等を確認します

鉄筋のミルシート、ロールマーク等を確認します

2. 鉄筋コンクリート工事

鉄筋の品質	JIS規格品を使用(納品書など含む)				
コンクリートの品質	コンクリートの品質確認(配合計画書・納品書・伝票・試験結果等) (地域の取り扱いがあれば準ずる)				
配筋の状況	鉄筋径・本数・間隔・定着・継手・かぶり厚さの確認				
	主筋と補強筋の緊結の状況の確認				
	アンカーボルトの配置状況の確認				
配筋検査の記録	現場施工者・工事監理者による検査、是正確認				

コンクリートがJIS規格認定工場からの製品か、納品書等を確認します

基礎の各符号ごとの、配筋写真を確認します

3. 木工事

検査項目	検査内容	検査日付		検査機関用	
		施工者	監理者	結果	記事
軸組構法等	品質の確認				
	木材の樹種、等級、形状、寸法の確認				
	含水率の確認(令第46条第2項を適用した構造計算による場合)				
	接合金物の品質、形状の確認				
	釘及びネジの仕様の確認				
	軸組等の設置状況				
	土台と基礎の緊結の状況の確認				
	耐力壁(面材・筋交い等、準耐力壁含む)の位置及び取付方法(釘・金物)の確認				
	柱と横架材の緊結、柱頭柱脚金物の仕様・位置・取付方法の確認				
	横架材の下側への欠き込みがないことの確認				
枠組壁工法等	品質の確認				
	木材の樹種、等級、形状、寸法の確認				
	接合金物の品質、形状の確認				
	釘及びネジの仕様の確認				
	構造材の設置状況				
	土台と基礎の緊結の状況の確認				
	耐力壁の位置・取付方法(釘・金物)の確認				
	たて枠の寸法・間隔・補強本数等の確認				
	床と(床・枠組、土台、頭つなぎ等)の相互緊結				
	壁と(壁・床、頭つなぎ、まぐさ受け等)の相互緊結				
防蟻防蟻措置	小屋根組と(部材相互、頭つなぎ、屋根下地)の相互緊結				
	防蟻防蟻措置の状況の確認				
	屋根ふき材の緊結				

木材のJASマーク、刻印などの写真を確認します

金物の納品書等を確認します

各接合部の状況、耐力壁の仕様等を、施工写真にて確認します

防蟻防蟻措置の状況を施工写真等にて確認します

屋根ふき材の緊結状況を施工写真にて確認します

② 省エネ検査について(住宅等)

検査申請書の添付書類として、『[省エネ基準工事監理報告書](#)』が必要となります。今までもHPに掲載しておりました非住宅用に加えて、住宅用(標準計算/仕様基準)が追加されましたので、選択した省エネ基準に該当する書式を使用し、提出をお願いいたします。

省エネ基準工事監理報告書

(住宅仕様基準・住宅誘導仕様基準)

報告内容(以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
----	------	------------	------	------

照合を行った設計図書を記載し、確認方法、確認結果にチェックを入れてください
※該当しない項目は、記載不要です

省エネ基準工事監理報告書

(住宅標準計算法又は仕様・標準併用法)

報告内容(以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 基本情報	① (標準計算) 建て方、居室の構成等(仕様・誘導仕様) 建て方	平面図	A・B・C	適・不適
	② (標準計算) 床面積等(主たる居室、その他の居室、床面積の合計、吹抜け等)	求積図 平面図	A B C 施工記録書	適・不適
2. 外皮	① (標準計算) 熱的境界となる部位、面積(仕様・誘導仕様) 断熱構造とする部分	平面図 立面図 断面図	A B C 施工記録書	適・不適
	② 屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率	仕様書 詳細図 部位熱貫流率計算書	A B C 納入仕様書 施工記録書	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況(付属部材や庇の設置状況を含む)	仕様書 平面図 建具表	A B C 納入仕様書・施工記録書 試験成績表	適・不適
	④ 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲(鉄筋コンクリート造の場合)		A・B・C	適・不適
	⑤ (標準計算) 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等	仕様書 基礎伏図 基礎断面図	A B C 納入仕様書 施工記録書	適・不適
3. 暖房設備	① 暖房方式、暖房設備機器の種類	仕様書 平面図	A・B・C 納入仕様書	適・不適
	② 暖房設備の仕様、性能	仕様書 平面図 設備図	A・B・C 納入仕様書 施工記録書	適・不適
	③ 暖房設備等の設置状況	平面図	A・B・C	適・不適
4. 冷房設備	① 冷房方式、冷房設備機器の種類	仕様書 平面図	A・B・C 納入仕様書	適・不適
	② 冷房設備の仕様、性能	仕様書 平面図 設備図	A・B・C 納入仕様書 施工記録書	適・不適
	③ 冷房設備等の設置状況	平面図	A・B・C	適・不適
5. 換気設備	① 換気方式、換気設備の仕様、性能	仕様書 平面図 設備図	A・B・C 納入仕様書 施工記録書	適・不適
	② 換気設備等の設置状況	平面図 設備図	A・B・C	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の有無、熱源機の種類	仕様書 平面図	A・B・C 納入仕様書 施工記録書	適・不適
	② 給湯設備機器の仕様、性能	仕様書 平面図 設備図	A・B・C 納入仕様書 施工記録書	適・不適
	③ ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等	仕様書 平面図	A・B・C 納入仕様書 施工記録書・適合証明書	適・不適
7. 照明設備	① 主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況	仕様書 平面図	A・B・C 納入仕様書	適・不適

断熱材の種類、厚さを納品書、施工写真等にて確認します

窓、ドアの仕様を、納品書または、現場での目視にて確認します
性能、製品名などがわかる書類を保管しておいてください

冷暖房設備の仕様を、納品書または、現場での目視にて確認します

換気設備の仕様を、納品書または、現場での目視にて確認します

給湯設備の仕様を、納品書または、現場での目視にて確認します

ヘッダー方式、節水(小流量吐水)、高断熱浴槽など、目視確認が難しいものは、性能、製品名などがわかる書類を保管しておいてください

照明設備の仕様を、納品書または、現場での目視にて確認します

③ 軽微な変更について (住宅等)

確認済証の交付後、計画変更、中間・完了検査の申請までに、軽微な変更がある場合、確認申請の『軽微な変更説明書』と併せて、『[省エネに係る軽微な変更説明書](#)』の提出が必要な場合があります。コース1(住宅性能評価・長期優良住宅にて省エネ適判を省略)の場合も、評価・長期上の変更手続きとは別に、『省エネに係る軽微な変更説明書』の提出が必要です。ご留意ください。

軽微な変更説明書 a.

先に確認済証の交付を受けた計画について、直前の（確認・中間検査）を受けた日以降に建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更又は記載事項の変更がありましたので、変更の内容を報告します。

年 月 日

指定確認検査機関
日本E R I 株式会社 御中

申請者氏名
(確定申請書に添えて提出する場合は、記入を省略できます。)

記

(1) 確認年月日・番号 年 月 日 第E R I- 号

(2) 変更の内容

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書 a.´

(【住宅用】仕様基準)

(第一面)

年 月 日

指定確認検査機関
日本E R I 株式会社 御中

申請者氏名
(完了検査申請書に添えて提出する場合は、記入を省略できます。)

申請又は通知に住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 住宅の名称	
(2) 確認済証交付年月日・番号	年 月 日 第E R I- 号
(3) 軽微な変更の内容	
☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更	
(4) 備考	

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 b.

(【住宅用】標準計算法)

(第一面)

年 月 日

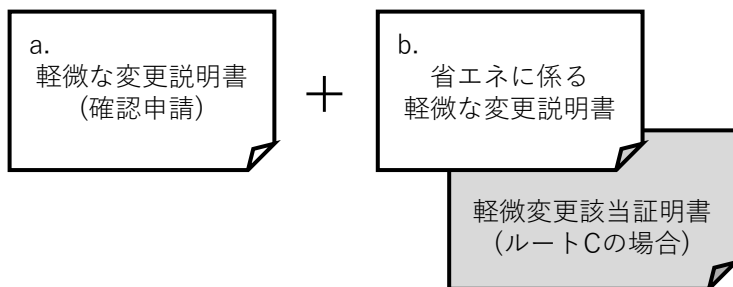
指定確認検査機関
日本E R I 株式会社 御中

申請者氏名
(完了検査申請書に添えて提出する場合は、記入を省略できます。)

申請又は通知に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更又は記載事項の変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 省エネ適合判定通知書または活用した制度の評価書等	
☐ 省エネ適合判定年月日・番号	年 月 日 第 号
☐ 設計住宅性能評価年月日・番号	年 月 日 第 号
☐ 長期使用構造等確認年月日・番号	年 月 日 第 号
(3) 変更の内容	
☐ A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内の省エネ性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。） ☐ 変更設計住宅性能評価書等（変更長期認定書、変更長期確認書を含む）	

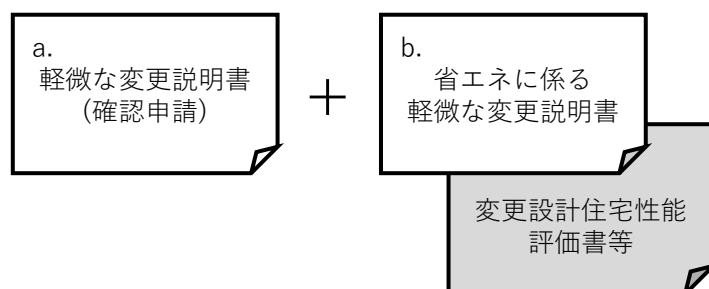
例①：開口部の大きさの変更（省エネ適判利用の場合）



▶ 変更内容について、建築基準法上の軽微な変更に該当する場合、軽微な変更説明書(a.)の提出が必要です。(法改正前と同様です。)

併せて、変更内容が省エネに関わるかどうかを判断し、変更の程度に応じて、ルートA、B、Cの軽微な変更説明書(b.)も提出が必要となります。(例のように、開口部の変更のみであっても、省エネの外皮計算に影響があります。)

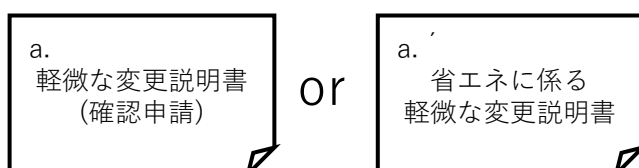
例②：開口部の大きさの変更（住宅性能評価にてコース1利用の場合）



▶ 住宅性能評価等を活用する場合、変更がある際は、住宅性能評価等の申請に対する変更の手続きをされるかと思います。

それとは別に、確認申請上の変更の手続きとして、軽微な変更説明書(b.)も提出が必要となります。(変更設計住宅性能評価を行う場合は、その評価書の活用が可能です。)

例③：開口部の大きさの変更／ガラスの種類の変更（仕様基準にて省エネ適判省略の場合）



▶ 軽微な変更説明書について、省エネ用の書式(a.´)が別途ございます。

ガラスの種類の変更であれば省エネに関わるため(a.´)、開口部の大きさの変更であれば(a.)など、変更内容に応じて、使い分けいただければと思います。

省エネに係る軽微な変更に該当する項目については、[技術的助言\(国住参建第2615号\)](#)に示されています。変更内容がルートA、B、Cのいずれに該当するかについては、変更が発生した際に、ご相談いただければ、手続き方法をご案内させていただきます。

住宅の省エネに係る軽微な変更の提出図書について、参考資料もHPに掲載しております。[こちら](#)

お知らせコーナー

『建築基準法 目からウロコの確認申請
2025年法改正対応版』（ERI編著）
が発刊！8月12日より販売開始されました！



2025年4月
に施行された
建築基準法の
大改正を盛り
込み、目から
ウロコなコラ
ムも一新しま
した。
価格：税込み
6,600円
全国の一般書
店やオンライン
書店でお買
い求めいただ
けます。

NEW

建築物に係る防火関係規制の見直し等について、「建築基準法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。

建築物の木材利用の促進等を図るため、内装制限、小屋裏隔壁、排煙等について、見直しが行われています。

- (1)防火区画等に係る室内の内装制限の見直し
- (2)小屋裏隔壁に係る制限の緩和
- (3)無窓居室の判定基準の見直し
- (4)防煙壁として扱うことのできる対象の拡大
- (5)自然排煙口に係る建築材料規制の緩和
- (6)避難及び消火上必要な敷地内の通路の見直し
- (7)既存の建築物への制限の緩和
- (8)建築基準法の規制対象とするエレベーター、小荷物専用昇降機の範囲の見直し

<今後のスケジュール(予定)>

公布：令和7年9月3日

詳細が定められた告示等も10月中に公布予定
施行：令和7年11月1日

国交省のHPは[こちら](#)

『計画通知』の業務を開始しました！



建築基準法第18条で定める国、都道府県または建築主事を置く市町村の建築物（「計画通知」対象建築物）に対する審査・検査等は、指定確認検査機関でも実施することが可能となりました。

令和6年6月19日改正建築基準法公布
令和6年11月1日同法施行

スケジュール、申請等に関するご相談は、是非一度、ERIにお問い合わせいただければと思います。

注意！

大臣認定を取得した防耐火構造の外壁等について、認定仕様に記載のない断熱材を充てんして建築することに関する注意喚起が発出されています。

（技術的助言：令和7年6月30日
国住指第150号、国住参建第1574号）

大臣認定を取得した防耐火構造を用いて建築する際には、認定書別添に定める仕様に適合させる必要があります。設計、工事監理の際にご注意ください。

国交省のHPは[こちら](#)
長野県のHPは[こちら](#)

建築工事届の記入手引き・Q&Aが公開されています。作成の際、ご参考としてください。

国交省のHPは[こちら](#)

編集後記

趣味でよく献血に行きますが、今まで使われてきた献血手帳や献血カードの発行・更新が、令和8年1月4日で終了し、全てアプリでの管理に統一されるそうです。物理的なカードがなくなるのは少し寂しい気もしますが、デジタル化が進み、何事も便利になっていくように感じています。

確認申請も、令和3年1月1日の押印廃止の流れから、今やそのほとんどが紙申請から電子申請へと移行した印象を受けます。今年4月の法改正により、構造や省エネなど、申請図書が以前に比べて格段に増加しましたが、その申請が電子で完結できるようになったことは、結果として良かったのではないかと、思う今日この頃です。

(世古)